

毎月勤労統計調査地方調査年報  
(平成 29 年)

高 知 県

## はじめに

毎月勤労統計調査地方調査は、本県における賃金、労働時間及び雇用の変動状況を明らかにすることを目的としています。

この年報は、毎月公表している「毎月勤労統計調査地方調査結果」の平成29年の1年分を取りまとめ、利用上の便宜を図ったものです。

本書が高知県における労働行政等各種施策の基礎資料として広くご利用いただければ幸いです。

また、この調査への御理解と御協力をいただいております調査事業所及び関係の皆様には深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

平成30年8月

高知県総務部長 君塚 明宏

## 本書利用上の注意

### 1 産業分類

平成 25 年 10 月に日本標準産業分類が改訂され、毎月勤労統計調査は平成 29 年から新しい産業分類で集計されています。

### 2 公表の対象

この調査は、経済センサスに基づいて設定した調査区から、一定の方法により抽出された次の日本標準産業分類の事業所を対象としました。

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」。

このうち「鉱業、採石業、砂利採取業」については、調査事業所数が少ないため公表できませんが、調査産業計には含まれています。

### 3 指数のギャップ修正

毎月勤労統計調査は、標本統計調査です。事業所の調査に伴う負担軽減のため、一定の周期で事業所の抽出替えを行っています。

その際、新・旧調査結果のギャップ（断層）が必然的に生じますが、このギャップの影響を少なくするために「ギャップ修正」を実施しています。

ただし、この「ギャップ修正」は指数についてのみ行っており、実数については過去に公表した数値の修正は行っていません。

### 4 指数の基準時点

指数は平成 27 年を基準時(平成 27 年平均=100)としています。

### 5 対前年増減率

対前年増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップを修正した指数により算出しているため、実数で計算した場合と必ずしも一致しません。

前年比の算式：

$$\text{（当該年各月分の平均} - \text{前年各月分の平均）} / \text{前年各月分の平均} \times 100$$

### 6 実数値

・実数値は、労働者数をウェイトとする 1 か月当たりの加重平均値です。

・「-」は該当データの無いものを示し、「x」は標本数が寡少につき秘匿のため公表できないもの、「0」は集計単位未満のデータ量を示しています。

7 実質賃金指数の算式

名目賃金指数／高知市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数）×100

8 労働異動率の算式

労働異動率（入職率、離職率）の算式は次のとおりです。

月間の増加（減少）常用労働者数／前月末常用労働者数×100

労働異動率の年平均は、1月分から12月分の異動率の単純平均です。

## I 毎月勤労統計調査について

### 1. 調査の目的

本調査は、統計法に基づく基幹統計で、賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

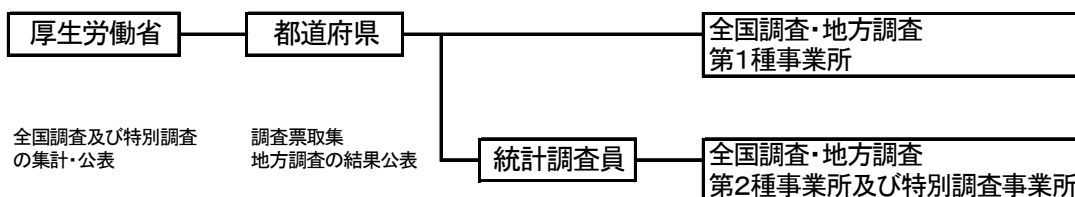
### 2. 調査の体系

ア 毎月勤労統計調査規則（昭和 32 年労働省令第 15 号）によって定められており、全国調査、地方調査、特別調査に分類されています。全国調査及び地方調査は、常用労働者数が 5 人以上の事業所を対象とし、特別調査は常用労働者数が 1～4 人の事業所を対象としています。

イ 全国調査・地方調査は毎月、特別調査は年に 1 回 8 月に調査を実施しています。

ウ 全国調査・地方調査では、常用労働者数 30 人以上の事業所を第 1 種事業所、5～29 人の事業所を第 2 種事業所として、調査を実施しています。

### 3. 調査の系統



### 4. 調査対象の抽出について

#### (1) 第 1 種事業所

経済センサスの結果に基づいて作成された事業所リストから、各産業毎に設定された抽出率に基づいて無作為に抽出されています。

#### (2) 第 2 種事業所

以下の二段階抽出法を採っています。

ア 経済センサスの調査区に基づいて設定した毎月勤労統計調査区を 10 層に分けて抽出率を設定し、調査区を抽出

イ 上記調査区から名簿を作成し、その名簿から無作為抽出

### 5. 主要調査事項の定義

#### (1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうち、いずれかに該当する労働者のことをいいます。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1 ヶ月を超える期間を定めて雇われている者

- ウ 日々又は1ヵ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇われた者
- エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者や事業主の家族でその事業所に働いている人のうち常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- オ 常用労働者数は調査対象期間が始まる日の前日（「前調査期間末」という）の人数に期間中に増加、減少した人数を加減した人数である「調査期間末の常用労働者数」としてしています。

なお、「常用労働者」は「パートタイム労働者」と「一般労働者」とに分けられます。

常用労働者  $\left\{ \begin{array}{l} \text{パートタイム労働者} \\ \text{一般労働者} \end{array} \right.$

・「**パートタイム労働者**」とは、「常用労働者」のうち次のいずれかに該当する労働者のことをいいます。

- ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

・「**一般労働者**」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいいます。

## (2) 賃金

### ア 現金給与総額

所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の金額です。

現金給与総額  $\left\{ \begin{array}{l} \text{きまって支給する給与} \\ \text{特別に支払われた給与} \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{l} \text{所定内給与} \cdots \text{基本給、業績手当、職務手当等} \\ \text{超過労働給与} \cdots \text{残業手当、深夜手当等} \end{array} \right.$

### イ きまって支給する給与

労働契約、団体協約又は事業所の給与規定等により、あらかじめ定められている支給条件及び算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含んでいません。

・所定内給与

きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のものをいいます。

・超過労働給与

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことです。

ウ 特別に支払われた給与

調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3ヵ月を超える期間ごとに行われるものをいいます。

(3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことです。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日になりませんが、午前0時から午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日になります。

(4) 労働時間

ア 総実労働時間

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数です。休憩時間は給与が支給されているか否かにかかわらず除きます。例外として、鉱業に従事する坑内夫の休憩時間や運輸関係労働者によく見られる、いわゆる手待ち時間は含みます。本来の業務外として行われる当宿直の時間は含みません。

$$\text{総実労働時間} \left\{ \begin{array}{l} \text{所定内労働時間} \cdots \text{就業時間中} \\ \text{所定外労働時間} \cdots \text{就業時間帯以外} \end{array} \right.$$

イ 所定内労働時間

事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の労働時間のことです。

ウ 所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間のことです。

## II 調査結果の概要（事業所規模 5 人以上）

この報告書は平成 29 年（1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間）の月次の調査結果をまとめたものです。

調査は、高知県に所在する 5 人以上の常用労働者を有する事業所から、厚生労働省より無作為に抽出され指定された、約 420 事業所を対象にしています。

集計結果は毎月作成し、高知県庁統計分析課のホームページで公表しています。公表数値は集計結果の実数値と、時系列比較のための指数値となっています。時系列に集計結果を比較する際には指数で比較します。本報告では、年平均の実数値と指数値を扱いますが、時系列での比較は指数値によるものです。

### 1 賃金

#### (1) 賃金の動き

- ①常用労働者 1 人平均月間現金給与総額は、**301,653 円**
- ②きまって支給する給与は、**248,660 円**
- ③特別に支払われた給与は、**52,993 円**

#### ○本県及び全国の賃金の動き（調査産業計） （単位：円）

		現金給与総額	きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
			所定内給与	超過労働給与		
高知県	平成27年	300,281	249,692	228,707	20,985	50,589
	28	294,241	245,878	225,752	20,126	48,363
	29	301,653	248,660	229,609	19,051	52,993
全国	平成27年	313,801	259,244	239,651	19,593	54,557
	28	315,590	259,737	240,256	19,481	55,853
	29	316,966	260,776	241,216	19,560	56,190

#### (2) 産業別賃金

- ①現金給与総額は、「情報通信業」が最も高く、「宿泊業，飲食サービス業」が最も低い。
- ②超過労働給与は、「情報通信業」が最も高く、「宿泊業，飲食サービス業」が最も低い。

#### ○産業別にみた賃金（調査産業別） （単位：円）

平成29年	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
現金給与総額	301,653	467,005	267,493	486,080	285,663	244,223	388,655	114,267	184,134	385,215	352,479
きまって支給する給与	248,660	362,516	219,789	389,085	255,696	203,778	303,628	110,071	173,094	296,020	292,690
	所定内給与	229,609	333,481	199,975	345,312	220,586	186,341	103,771	160,354	287,642	269,637
	超過労働給与	19,051	29,035	19,814	43,773	35,110	17,437	17,927	6,300	12,740	8,378
特別に支払われた給与	52,993	104,489	47,704	96,995	29,967	40,445	85,027	4,196	11,040	89,195	59,789



(3) 賃金（現金給与総額）の状況－全国比較

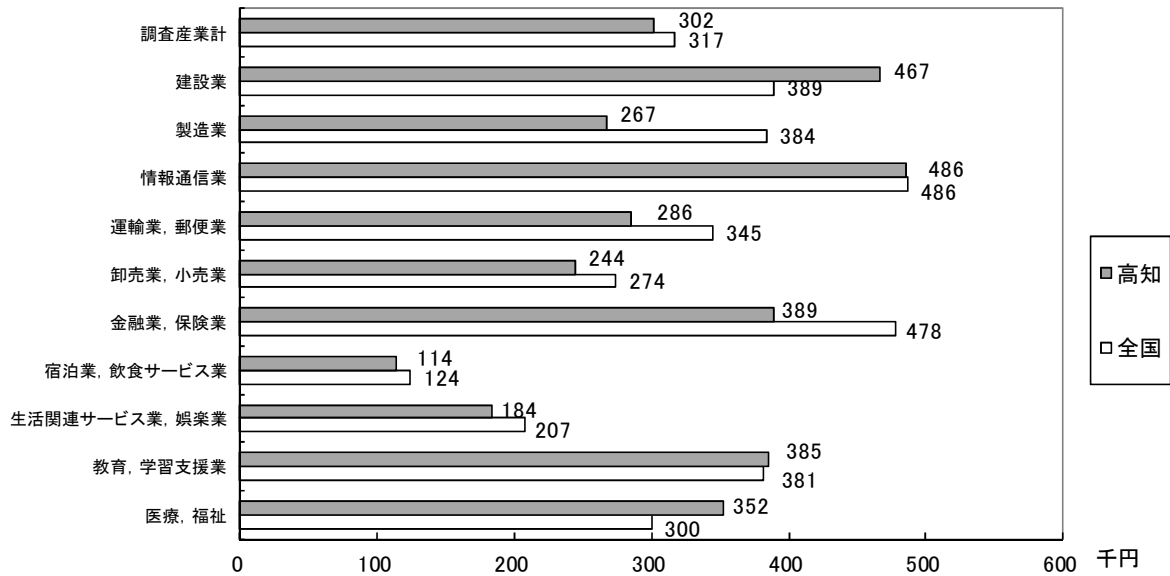
- ① 全国を100とした場合の高知県の賃金は、調査産業計でみると**95.2**で、全国を**4.8**ポイント下回った。
- ② ほとんどの産業で全国を下回っているが、「建設業」、「医療、福祉」等では全国を上回っている。

○本県及び全国の現金給与総額

(単位:円、%)

	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
高知県	301,653	467,005	267,493	486,080	285,663	244,223	388,655	114,267	184,134	385,215	352,479
全国	316,966	389,037	383,658	486,425	344,573	274,008	477,827	124,059	207,107	381,157	299,728
全国を100とした場合の比率	95.2	120.0	69.7	99.9	82.9	89.1	81.3	92.1	88.9	101.1	117.6

○本県及び全国の賃金の比較（現金給与総額）



(4) 賃金（現金給与総額）の状況－男女別

- ① 男性を100とした場合の女性の賃金は、調査産業計でみると**63.9**で、前年(**66.3**)を**2.4**ポイント下回った。
- ② 産業別では、「建設業」で**47.0**と最も格差が大きく、全ての産業で男性が女性を上回っている。

○男女別現金給与総額

(単位:円、%)

	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
男	366,380	530,030	332,171	589,897	303,226	309,537	554,813	146,969	252,990	401,384	502,940
女	234,181	249,023	165,269	317,127	183,823	157,937	278,839	87,852	127,756	368,985	304,299
男性を100とした場合の女性の比率	63.9	47.0	49.8	53.8	60.6	51.0	50.3	59.8	50.5	91.9	60.5

## 2 労働時間

### (1) 労働時間の動き

- ①常用労働者1人平均月間総実労働時間は、**149.1時間**
- ②所定内労働時間は、**139.1時間**
- ③所定外労働時間は、**10.0時間**

○本県及び全国の労働時間の動き(調査産業計) (単位:時間)

		総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
高 知 県	平成25年	149.6	140.8	8.8
	26	152.0	143.0	9.0
	27	151.6	141.5	10.1
	28	148.2	138.1	10.1
全 国	平成25年	145.5	134.9	10.6
	26	145.1	134.1	11.0
	27	144.5	133.5	11.0
	28	143.7	132.9	10.8
	29	143.4	132.5	10.9

### (2) 産業別労働時間

- ①総実労働時間は、「運輸業、郵便業」が**180.1時間**で最も長く、以下「建設業」、「製造業」と続き、最も短い「宿泊業、飲食サービス業」で**111.4時間**となっている。
- ②所定外労働時間は、「運輸業、郵便業」が**26.8時間**で最も長く、「教育、学習支援業」が**4.9時間**で最も短い。

○産業別にみた労働時間の動き(総実労働時間)

(単位:時間)

平成29年	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
総実労働時間	149.1	170.1	160.3	158.5	180.1	160.0	150.7	111.4	128.6	136.4	143.4
所定内労働時間	139.1	156.9	147.6	147.0	153.3	148.4	142.3	103.4	120.4	131.5	136.8
所定外労働時間	10.0	13.2	12.7	11.5	26.8	11.6	8.4	8.0	8.2	4.9	6.6

### (3) 労働時間(総実労働時間)の状況-全国比較

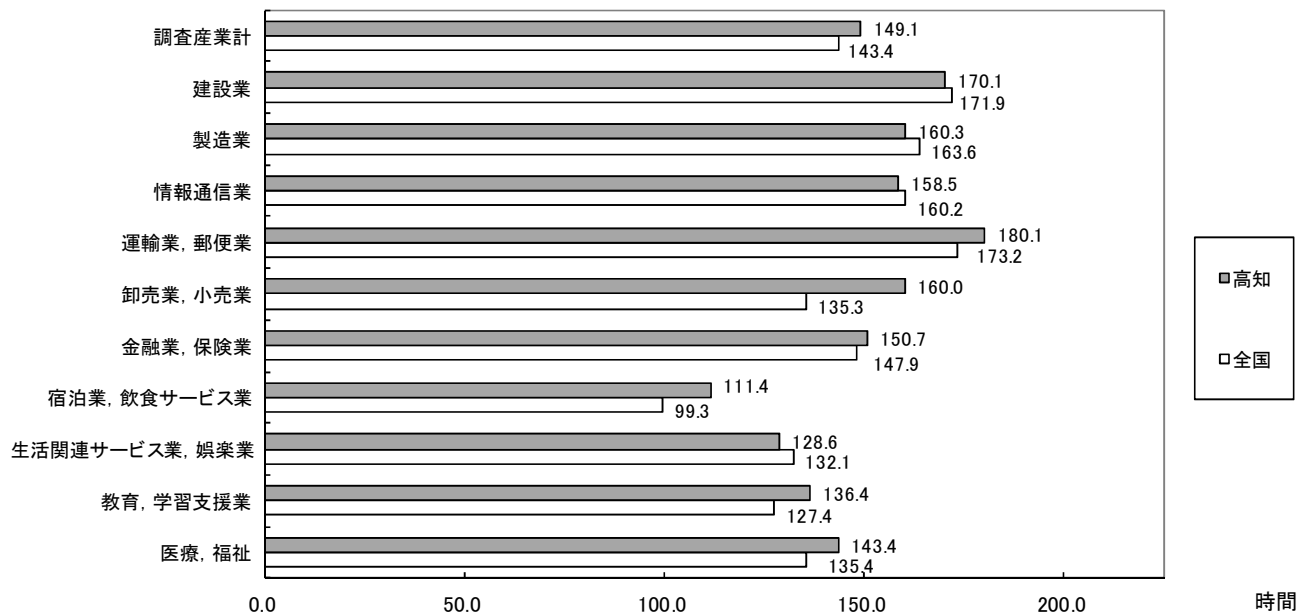
- ① 全国を100とした場合の高知県の労働時間は、調査産業計で見ると**104.0**で、全国をやや上回っている。
- ② 産業別では、「卸売業、小売業」が**118.3**で最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」等で全国を上回っているが、「生活関連サービス、娯楽業」、「製造業」等では全国を下回っている。

○本県及び全国の総実労働時間

(単位:時間、%)

	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
高知県	149.1	170.1	160.3	158.5	180.1	160.0	150.7	111.4	128.6	136.4	143.4
全国	143.4	171.9	163.6	160.2	173.2	135.3	147.9	99.3	132.1	127.4	135.4
全国を100とした場合の比率	104.0	99.0	98.0	98.9	104.0	118.3	101.9	112.2	97.4	107.1	105.9

○本県及び全国の労働時間の比較（総実労働時間）



(4) 労働時間（総実労働時間）の状況－男女別

- ① 男性を 100 とした場合の女性の労働時間は、調査産業計で見ると 82.1 で、前年(84.2)を 2.1 ポイント下回った。
- ② 産業別では、「宿泊業、飲食サービス業」で 70.5 と最も格差が大きく、「教育、学習支援業」以外の産業で男性が女性を上回っている。

○男女別総実労働時間

(単位:時間、%)

	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
男	163.4	176.2	170.8	159.7	184.8	176.6	170.4	133.1	149.9	133.4	152.1
女	134.2	149.0	143.8	156.3	152.8	138.1	137.7	93.8	111.2	139.5	140.5
男性を100とした場合の女性の比率	82.1	84.6	84.2	97.9	82.7	78.2	80.8	70.5	74.2	104.6	92.4

### 3 雇 用

#### (1) 常用労働者数

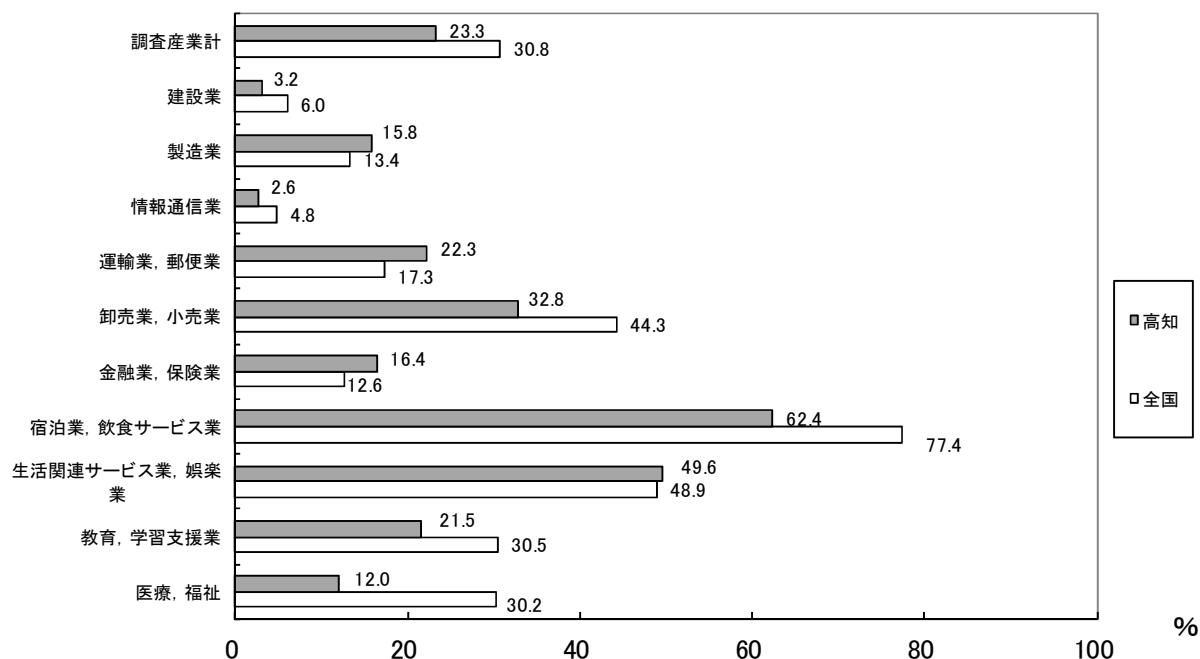
- ①調査産業計で常用労働者数は **219,374** 人、パートタイム労働者比率は **23.3%**で前年(24.5%)を **1.2**ポイント下回った。
- ②常用労働者数を産業別にみると、「医療、福祉」が最も多く、以下「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」と続き、「情報通信業」が最も少ない。
- ③パートタイム労働者比率では、「宿泊業、飲食サービス業」が **62.4%**で最も高く、「情報通信業」が最も低い。
- ④パートタイム労働者比率を全国と比較すると、本県は「医療、福祉」で全国を大きく下回っている。

○産業別常用労働者数

(単位:人、%)

	計	構成比	男	女	一般労働者	パートタイム労働者	
						パート比率	
調査産業計	219,374	100.0	111,970	107,404	168,268	51,106	23.3
建設業	16,595	7.6	12,888	3,707	16,058	537	3.2
製造業	17,741	8.1	10,861	6,880	14,939	2,802	15.8
情報通信業	3,243	1.5	2,007	1,236	3,160	83	2.6
運輸業、郵便業	13,165	6.0	11,212	1,953	10,222	2,943	22.3
卸売業、小売業	44,899	20.5	25,568	19,331	30,177	14,722	32.8
金融業、保険業	7,076	3.2	2,818	4,258	5,916	1,160	16.4
宿泊業、飲食サービス業	19,380	8.8	8,634	10,746	7,287	12,093	62.4
生活関連サービス業、娯楽業	5,939	2.7	2,687	3,251	2,992	2,947	49.6
教育、学習支援業	16,702	7.6	8,382	8,320	13,102	3,600	21.5
医療、福祉	52,026	23.7	12,608	39,417	45,779	6,247	12.0

○本県及び全国のパートタイム労働者比率の比較



(2) 雇用の動き

- ①常用労働者数を指数で見ると、調査産業計では**104.2**(前年**102.0**)となっている。  
 ②産業別では、最も増加したのは「宿泊業、飲食サービス業」(前年比**8.6%**増)、次に「運輸業、郵便業」(同**3.4%**増)、最も減少したのは「金融業、保険業」(同**3.5%**減)となっている。

○産業別にみた常用雇用指数の動き

(平成27年=100)

	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	
平成25年	100.5	94.6	131.7	109.8	106.2	98.2	109.2	93.9	102.3	96.7	93.8	
26	100.6	97.4	122.4	102.4	101.7	100.2	100.8	94.8	100.2	96.3	98.8	
27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
28	102.0	104.4	105.8	100.2	103.1	101.8	95.1	111.1	102.1	102.2	99.4	
29	104.2	107.6	108.5	100.3	106.6	104.6	91.8	120.7	104.6	99.0	99.3	
前年比(%)	28	2.0	4.4	5.8	0.3	3.1	1.8	△4.9	11.1	2.1	2.2	△0.7
	29	2.2	3.1	2.6	0.1	3.4	2.8	△3.5	8.6	2.4	△3.1	△0.1

※指数のギャップ修正が行われたため、過去に遡って指数を修正しています。

(3) 労働異動率(入職率、離職率)

- ①調査産業計で前年と比較すると、入職率、離職率ともに減少している。  
 ②産業別では、入職率、離職率とも「宿泊業、飲食サービス業」が最も高かった。

○入職率と離職率の推移

(入職率)

(単位: %、ポイント)

	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	
平成25年	1.93	1.39	1.10	0.69	1.41	1.97	0.94	3.35	3.56	2.56	1.90	
26	2.13	1.48	1.05	0.52	0.98	2.05	1.56	5.49	2.52	3.48	1.93	
27	2.02	2.01	1.21	0.89	1.78	1.85	1.89	4.69	2.05	2.02	1.98	
28	2.10	1.83	1.18	1.41	1.18	1.83	2.30	5.98	3.18	1.71	1.68	
29	1.92	1.30	1.41	1.30	2.03	1.75	1.98	5.34	3.26	0.94	1.61	
前年差(ポイント)	28	0.08	△0.18	△0.03	0.52	△0.60	△0.02	0.41	1.29	1.13	△0.31	△0.30
	29	△0.18	△0.53	0.23	△0.11	0.85	△0.08	△0.32	△0.64	0.08	△0.77	△0.07

(離職率)

(単位: %、ポイント)

	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	
平成25年	1.97	1.48	1.44	0.96	1.55	1.97	1.13	3.82	3.90	2.76	1.45	
26	2.03	1.06	1.10	0.64	1.23	1.74	1.68	5.14	3.00	3.51	1.67	
27	1.92	1.57	1.16	1.01	1.44	1.96	2.33	4.06	1.57	1.60	2.04	
28	2.05	1.85	1.03	1.41	1.32	1.61	2.86	5.54	3.06	1.71	1.78	
29	1.70	0.84	1.09	1.27	1.70	1.62	2.03	4.09	3.09	1.19	1.51	
前年差(ポイント)	28	0.13	0.28	△0.13	0.40	△0.12	△0.35	0.53	1.48	1.49	0.11	△0.26
	29	△0.35	△1.01	0.06	△0.14	0.38	0.01	△0.83	△1.45	0.03	△0.52	△0.27

毎月勤労統計調査特別調査  
(平成 29 年)

## I 毎月勤労統計調査特別調査について

### 1 調査の概要

- ・毎月勤労統計調査特別調査は、厚生労働大臣が指定する地域（「指定調査区」という）に所在し、調査産業に属する事業所のうち常用労働者を1～4人雇用する事業所について調べる調査で、年1回8月に実施しています。

### 2 調査の目的

- ・この調査は、常用労働者1～4人の事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的としています。

### 3 調査の対象

- ・この調査は、平成26年経済センサス基礎調査に基づき設定した調査区のうちから、一定の方法により抽出された調査区（高知県内39調査区）内に所在し、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く）に属し、かつ平成29年7月31日現在1～4人の常用労働者を雇用する約340事業所を対象としています。

### 4 調査結果の算定

- ・調査結果の数値は、高知県の1～4人の常用労働者を雇用する全事業所に対応するものとして算定された数字です。調査事業所が少ない産業については、公表はしませんが調査産業計に含めて算定しています。

## II 調査結果の概要

### 1 賃金

- ① 平成 29 年 7 月における 1～4 人規模事業所の月間「きまって支給する現金給与額」は、調査産業計で 166,152 円と、前年（160,989 円）を 3.2% 上回っている。  
 ・東京を 100 とした地域間格差をみると、調査産業計では、高知県は 73.7（全国第 46 位）と全国平均の 87.1 を 13.4 ポイント下回っている。
- ② 平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの 1 年間に賞与など「特別に支払われた現金給与額」は、調査産業計で 172,825 円と、前年（206,428 円）を 16.3% 下回り、「きまって支給する現金給与額」に対する割合は 104.0% となっている。

（図 1）きまって支給する現金給与額の地域間格差

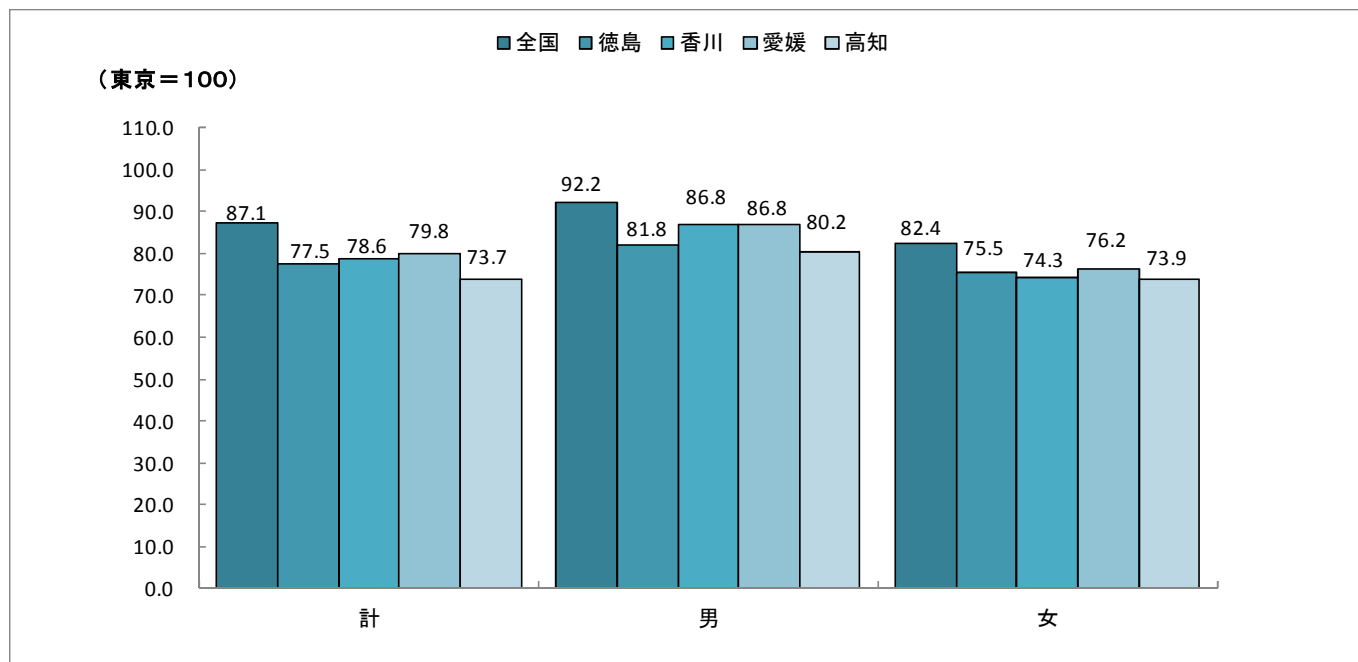


表 1) 産業及び男女別 1 人平均きまって支給する現金給与額  
 及び 1 人平均年間特別に支払われた現金給与額（勤続 1 年以上）

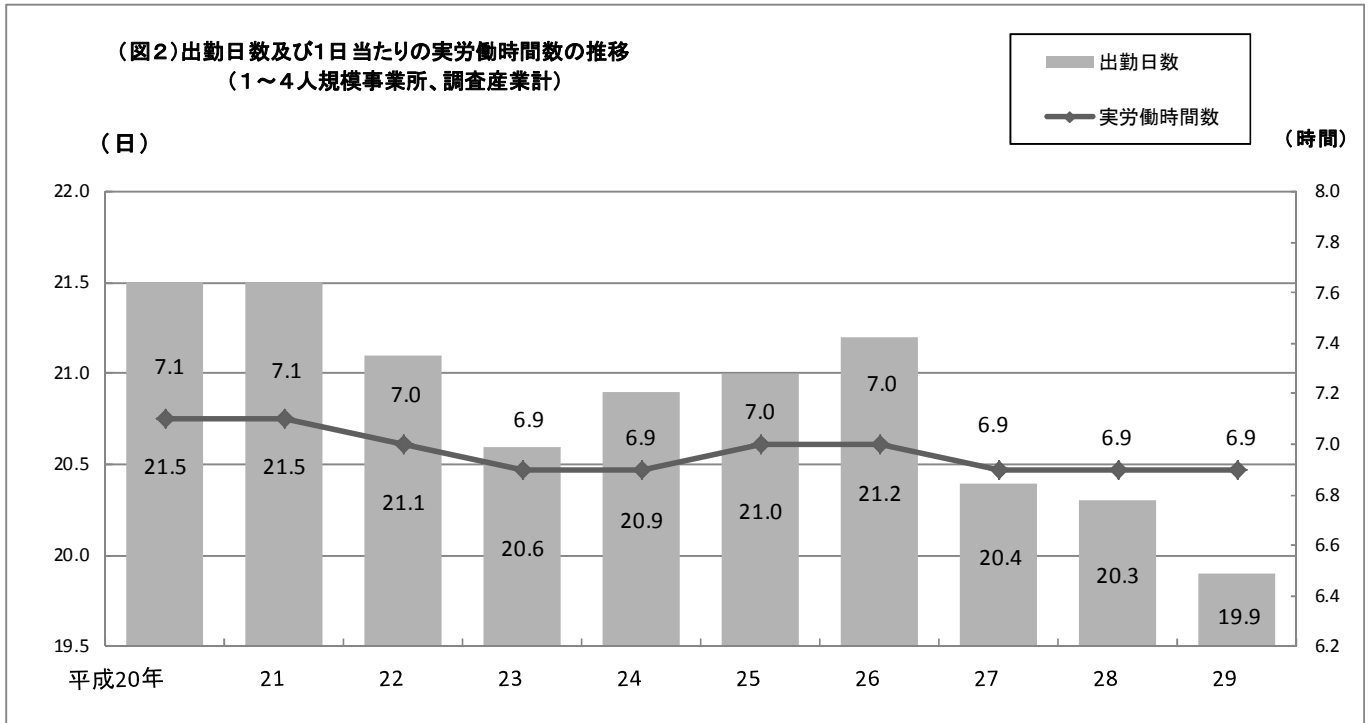
（単位：円）

	きまって支給する現金給与額			特別に支払われた現金給与額		
	計	男	女	計	男	女
調査産業計	166,152	229,849	128,930	172,825	244,023	130,621
建設業	230,718	241,837	187,125	173,024	186,054	122,413
製造業	215,356	262,853	141,597	203,097	277,637	88,190
卸売業, 小売業	165,313	255,004	123,408	117,342	226,572	65,353
宿泊業, 飲食サービス業	86,098	159,364	71,834	3,999	-	4,777
医療, 福祉	184,417	199,717	180,338	450,688	423,065	456,178



## 2 労働時間

- ① 平成29年7月における出勤日数は、調査産業計で19.9日（前年20.3日）となり、前年より0.4日減少している。
- ・男女別に見ると、男性21.6日（前年22.1日）、女性18.9日（前年19.3日）となっている。
- ② 1日当たりの実労働時間数は、調査産業計で6.9時間（前年6.9時間）となっている。
- ・男女別に見ると、男性7.5時間（前年7.7時間）、女性6.6時間（前年6.4時間）となっている。



(表2) 産業及び男女別1人平均月間出勤日数及び1日の実労働時間数

(単位: 日、時間)

	出勤日数			1日の実労働時間数		
	計	男	女	計	男	女
調査産業計	19.9	21.6	18.9	6.9	7.5	6.6
建設業	22.0	22.2	21.4	7.7	7.7	7.4
製造業	22.0	23.1	20.4	7.6	7.7	7.3
卸売業, 小売業	20.5	22.6	19.5	7.0	7.9	6.6
宿泊業, 飲食サービス業	17.1	21.7	16.3	5.2	6.1	5.0
医療, 福祉	21.3	22.4	21.0	7.3	7.3	7.3

### 3 雇 用

#### (1) 男女構成

平成 29 年 7 月の常用労働者数は、調査産業計で 10,102 人となり、前年（10,501 人）より 399 人減少している。

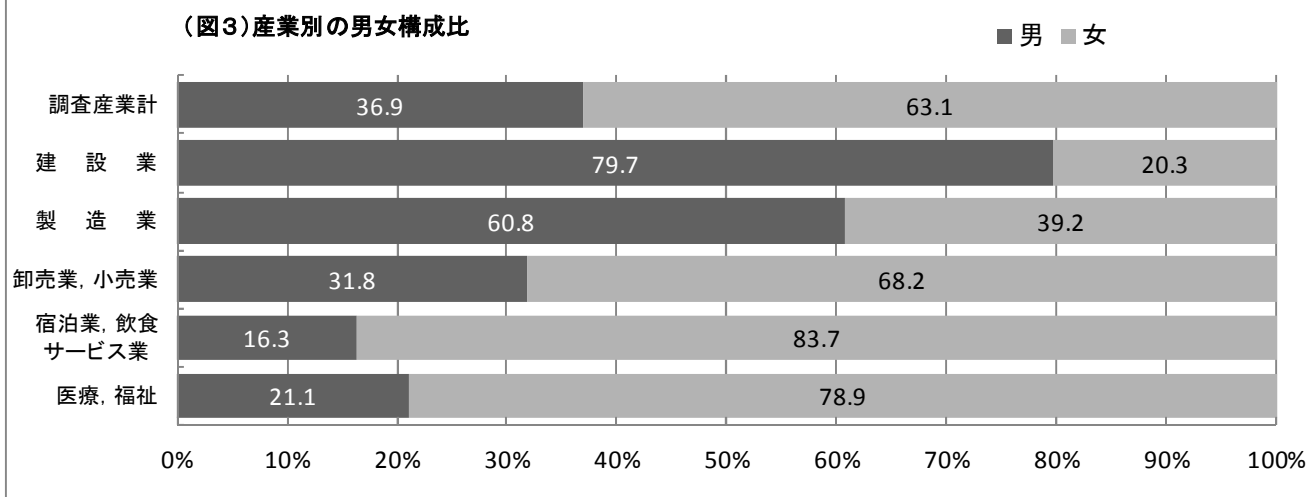
男女別では男性 3,726 人、女性 6,376 人と女性が 63.1%を占めている。

(表3) 産業及び男女別常用労働者数

(単位:人)

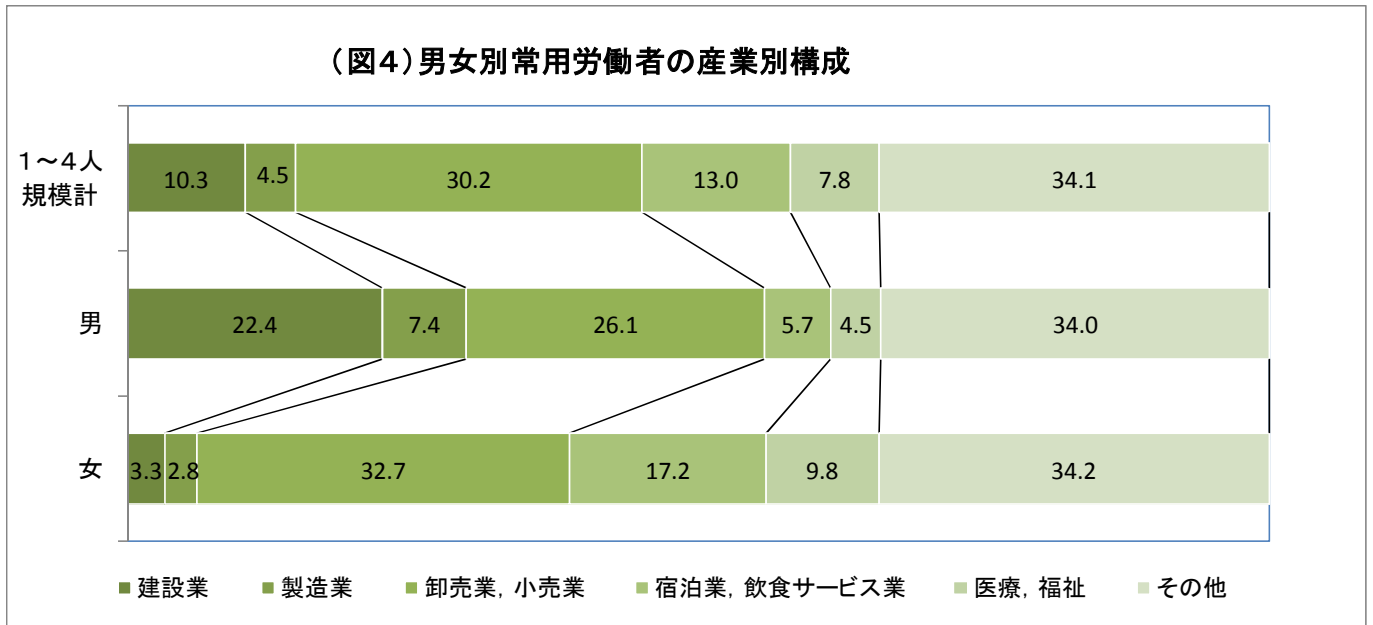
	常用労働者			常用労働者(勤続1年以上)		
	計	男	女	計	男	女
調査産業計	10,102	3,726	6,376	9,022	3,358	5,665
建設業	1,045	833	212	941	748	193
製造業	451	274	177	437	265	172
卸売業, 小売業	3,055	973	2,082	2,877	928	1,949
宿泊業, 飲食サービス業	1,311	214	1,097	1,008	164	844
医療, 福祉	793	167	626	644	107	537

(図3) 産業別の男女構成比



## (2) 産業構成

1～4人規模事業所における常用労働者の産業別構成比は、「卸売業，小売業」の30.2%が最も高く、次いで「宿泊業，飲食サービス業」の13.0%と、この2産業で全体の4割以上を占めている。



注：その他とは、学術研究，専門・技術サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、教育，学習支援業、サービス業（他に分類されないもの）及び非公表産業の合計である。